姫 監 公 表 第 1 号 令和 4年 2月14日

姫路市監査委員 甲良佳司

同 芝野 稔

同 宮本吉秀

同 川島淳良

令和3年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 総務局定期監査結果報告書
- 2 こども未来局定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 3 教育委員会事務局(前期)定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書

令和3年度 教育委員会事務局(前期)定期監査(行政監査を含む。)及び関係指定管理者監査結果報告書

#### 1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査並びに同条第7項の規定に基づく指定管理者監査

(2) 監査の対象

ア 定期監査

教育委員会事務局

生涯学習部 生涯学習課

出先(教育)機関 公民館(花田、谷外、豊富、山田、船津、谷内、 砥堀の7館)、青少年センター、藤ノ木山野外活動 センター、梯野外活動センター、姫路科学館

イ 指定管理者監査

上砥堀自治会【そうめん滝キャンプ場】

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク (既知のリスク情報、 リスク点検シート、監査等の着眼点等)から重要度や頻度等を総合的に考慮し て、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

ア 定期監査

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、 法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われて いるかなどの視点で実施した。

イ 指定管理者監査

監査は、施設が法令、条例、協定書等の定めるところにより適切に管理されているか、出納その他の事務が適正に処理されているかなどにつき、協定書、関係諸帳票その他関係書類の全部又は一部を抽出して実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

ア 定期監査

監査事務局及び現地

令和3年9月10日から同年11月18日まで

### イ 指定管理者監査

監査事務局及び現地

令和3年10月1日から同年11月18日まで

### 2 監査の結果

## (1) 定期監査

監査の結果、次に指摘する事項を除き、おおむね良好に処理されているもの と認めた。

# ア 収入関係事務

(ア) 公民館使用料等及び複写料収納金払込事務(生涯学習課)

これらの事務について関係書類を調査したところ、姫路市会計規則第16条で定められた期日までに収納金の金融機関への払込みがされていなかった。

収納金は、姫路市会計規則第16条で定められた期日までに払い込むよう所定の事務処理をされたい。

### (2) 指定管理者監査

監査の結果、良好に処理されているものと認めた。